

ようこそ！さくらがわへ



桜川市 定住促進助成金

桜川市では、桜川市に定住するために、市外から転入して住宅を取得された方のうち、所定の要件（※）を満たす方に対して、**最大50万円の定住促進助成金を支給**します。

（※詳しくは、次のページをご覧ください。）

この制度は、桜川市の人口減少に歯止めをかけ地域を活性化するために実施するものです。

好評につき、令和3年度 から3年間期間を延長し実施します。

助成金の支給を受けるためには、桜川市への申請が必要です。

ぜひお気軽にお問い合わせください。



茨城県桜川市

助成対象者の要件



助成金の支給対象は、次のすべてに該当する方です。

申請日の直近3か年以内に

Iターン※1

または

Uターン※2

をされた方

桜川市内で、

新築住宅※3または**中古住宅**※4を

取得※5し、

その所有権を

交付申請日が属する年度の

3月31日までの間に

不動産登記簿に保存登記

された方

申請日の直近の

4月1日現在で

年齢

20歳以上

45歳以下

の方

※空家バンクを利用して

住宅を取得した方は、

年齢制限の上限は

ありません。

以前に

定住促進助成金の

支給を受けたことが

ない方

定住促進助成金の申請について、

共有名義者全員の同意を得た方

(住宅が共有名義の場合)

世帯全員に

市税等の滞納が

ない方

※1…Iターンとは、初めて桜川市に転入して住所を定めることをいいます。

※2…Uターンとは、桜川市から転出後1年以上を経過してから、再び桜川市に転入して住所を定めることをいいます。

※※いづれも、住所の移転は、生活の本拠の移転に即して住民票に記載されていることが必要です。

※3…新築住宅とは、新築後3ヶ年以内の住宅で、まだ人が居住したことがないものをいいます。

※4…中古住宅とは、新築住宅以外の住宅をいいます。

※5…取得とは、所有権を得ることをいいます。なお、共有による場合を含みます。

※※※住宅の取得後は、その所在地に住所を定めることが必要です。

加算助成金

助成対象者のうち、次のいずれか、
もしくは両方に該当する方には、助成金の金額を加算します。



新婚世帯

※申請日現在で、
婚姻後3ヶ年以内の世帯

子育て世帯

※出生から義務教育期間修了までの
間にある子どもを扶養している世帯



助成金の金額

助成対象者の要件に該当する方には、下記の金額を支給します。



基本
助成金

新築住宅取得
30万円

中古住宅取得
15万円

さらに、新婚世帯・子育て世帯のいずれか（もしくはその両方）に該当する方には、下記の金額を加算します。

加算
助成金

新築住宅取得 又は 中古住宅取得
20万円



申請に必要な書類



【申請者が記入するもの】

- 桜川市定住促進助成金交付申請書〔様式第1号〕
- 市税等の納付状況の調査を認める同意書〔様式第3号〕
- 住所履歴申出書兼調査協力等同意書〔別記様式〕

【共有名義者が記入するもの】

- 共有名義者同意書〔様式第2号〕（※住宅が共有名義の場合）

【添付書類】

- 住民票（世帯全員のもの）
- 住宅の不動産登記事項全部証明書の写し
- 住宅の間取図
- 住宅の工事請負契約書の写し（※住宅を建設した場合）
- 住宅の売買契約書の写し（※住宅を購入した場合）
- 借家契約書の写しなど前住所で生活していたことがわかるもの
（※桜川市から転出後、再び桜川市に転入するまでの間が3年未満の場合）
- 戸籍全部事項証明書の写し
（※加算助成金を申請する方で、本籍が桜川市以外にある場合や、
配偶者又は子どもと別居している場合）
- 子供を扶養していることがわかる書類
（※子育て世帯として加算助成金を申請する方で、子どもと別居している場合）

こんな場合は？ Q & A



Q1. これまで桜川市に住んだことはないけれど、桜川市の豊かな自然に惹かれて居住してみたいと考えています。私が市内で住宅を取得した場合、助成金の支給対象となりますか？

A1. ご相談者様のケースでは、初めて桜川市にお住まいになるので、Iターンに該当します。したがって、残る以下の要件に該当すれば、支給対象です。

- ① 住宅の**所有権の登記日が交付申請日が属する年度の3月31日までの間**であること
- ② 取得した住宅を住民票上の住所地と定め、生活の本拠とすること
- ③ 年齢が申請日の直近の4月1日現在で**20歳以上45歳以下**であること
- ④ 世帯全員に市税等の滞納がないこと
- ⑤ 以前に定住促進助成金の支給を受けたことがないこと



Q2. 桜川市出身の30代男性です。就職後、市外のアパートで10数年間暮らしていましたが、結婚を機に地元に戻りたいと考えています。私が実家の住宅を取り壊して新しい住宅を建築した場合、助成金の対象になりますか？

A2. ご相談者様のケースでは、年齢が30代ですので年齢要件に該当します。また、10数年前に市外に転出されているので、住民票上の住所移転の手続きをきちんと行っていれば、今後市内に転入し住所を定めた場合、Uターンに該当します。したがって、残る以下の要件に該当すれば、助成金の支給対象となります。

- ① 住宅の**所有権の登記日が交付申請日が属する年度の3月31日までの間**であること
- ② 取得した住宅を住民票上の住所地と定め、生活の本拠とすること
- ③ 世帯全員に市税等の滞納がないこと
- ④ 以前に定住促進助成金の支給を受けたことがないこと



**Q3. 住宅の「取得」とは何ですか？
親族からの相続や贈与、低額での譲渡も「取得」に該当しますか？**

A3. この制度での「取得」は、所有権を得ること（共有による場合を含む）を言います。親族からの相続、贈与や低額での譲渡についても、それにより所有権の一部または全部を得て登記を行ったのであれば「取得」に該当します。なお、相続及び贈与には、それぞれ相続税及び贈与税が課税されるほか、**低額での譲渡については贈与とみなされ、譲渡を受けた方に贈与税が、譲渡をした方に譲渡所得税がそれぞれ課税される可能性があります。**



Q4. 私は65歳になりますが、第2の人生を当市で生活したく思っています。助成制度はありますか？

A4. この制度では、当市の空家バンクを介して定住の意思を持って住宅を取得される場合には、年齢要件が20歳以上となり上限は無くなるため、中古住宅取得による助成が受けられます。ただし、**①生活の本拠とすること②所有権の登記③市税等の滞納がないこと④当市の定住促進助成金を受けたことがないこと**等の要件が全て該当しないとなりません



資料請求・お問合せ先

桜川市役所 都市整備課 都市政策グループ

【住所】茨城県桜川市羽田1023番地 桜川市役所大和庁舎1階

【TEL】0296-58-5111（内線：1166）

【受付時間】8:30~17:15（年末年始・土日祝日を除く）

WEBで検索

桜川市定住促進助成金

検索